

2023

秋  
Vol.27

KOYO

光陽國際特許事務所

光陽國際特許法律事務所

# 光陽通 いき

発行月：2023年10月



## KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

### ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第27号として、秋号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。

また、新たに特許事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

### 2023年秋号 目次

- ごあいさつ ..... p1
- 判決に学ぶ ..... p2
- 登録商標使用の注意点 ..... p3
- 国内外の特許出願件数・特許査定率の傾向(2023年版) ..... p4
- 海外の特許事情 ..... p5
- 生成AIと著作権について ..... p6
- 事務所の概要 ..... p7
- 銀座界隈「てくてくグルメ」 ..... p8



# 判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

## 判例解説 知財高裁令和5年5月26日判決（令和4年（ネ）第10046号）

### 第1 初めに

本判決は、サーバと端末装置とがネットワークを介して接続されたネットワーク型システムの発明に係る特許について、サーバが日本国外に設置されている場合においても侵害が成立し得るかについて判断し、結論として侵害の成立を肯定した知財高裁特別部による判決である。なお、以下においては、上記の論点に関する部分のみを扱う。

### 第2 事業の概要

#### 1 事業の経緯

本件は、発明の名称を「コメント配信システム」とする特許第6526304号の特許（以下「本件特許」といい、本件特許に係る特許権を「本件特許権」という。）の特許権者である控訴人が、米国法人である被控訴人Aが運営するインターネット上のコメント付き動画配信サービス（以下「被告各サービス」と総称し、それぞれを「被告サービス1」等という。）に係る各システム（以下「被告各システム」と総称し、それぞれを「被告システム1」等という。）は、本件特許に係る発明の技術的範囲に属するものであり、被控訴人Aが米国に存在するサーバ（以下「被告各サーバ」という。）から日本国内に存在するユーザ端末に各ファイル（以下「被告各ファイル」という。）を配信する各行為（以下「本件生産」と総称し、それぞれを「本件生産1の1」という。）が、被告各システムの「生産」（特許法2条3項1号）に該当し、本件特許権を侵害する旨主張し、また、被控訴人Bは被控訴人Aと実質的に一体のものとして上記行為を行っている旨主張して、被控訴人らに対し、特許法100条1項及び2項に基づき、被告各ファイルの日本国内に存在するユーザ端末への配信の差止め、被告サーバを稼働させるための各プログラム（以下「被告サーバ用プログラム」という。）の抹消及び被告各サーバの除却を求めるとともに、特許権侵害の共同不法行為に基づく損害賠償請求の一部として、1000万円及び遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

原審は、被告各システムが、本件特許に係る発明の全ての構成要件を充足し、その技術的範囲に属すると認めたものの、属地主義の原則から、特許法2条3項1号の「生産」に該当するためには、特許発明の全ての構成要件を満たす物が、日本国内において新たに作り出されることが必要であるところ、被告各システムの構成要素である被告各サーバは、いずれも米国内に存在し、日本国内に存在するユーザ端末のみでは、本件特許に係る発明の全ての構成要件を充足しないから、被控訴人らが被告各システムを日本国内で「生産」したものとは認められないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

そこで、控訴人は、原判決を不服として、本件控訴を提起した。

#### 2 特許発明の内容について

本件特許の特許請求の範囲に記載の発明のうち、請求項1に係る特許発明（以下「本件発明1」という。）は、以下の通りである。なお、構成要件の分説は本判決に従っている。

1 A サーバと、これとネットワークを介して接続された複数の端末装置と、を備えるコメント配信システムであって、

1 B 前記サーバは、

前記サーバから送信された動画を視聴中のユーザから付与された前記動画に対する第1コメント及び第2コメントを受信し、

1 C 前記端末装置に、前記動画と、コメント情報を送信し、

1 D 前記コメント情報は、

前記第1コメント及び前記第2コメントと、

前記第1コメント及び前記第2コメントのそれぞれが付与された時点に対応する、前記動画の最初を基準とした動画の経過時間を表す動画再生時間であるコメント付与時間と、を含み、

1 E 前記動画及び前記コメント情報に基づいて、前記動画と、前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第1コメント及び前記第2コメントと、を前記端末装置の表示装置に表示させる手段と、

1 F 前記第2コメントを前記1の動画上に表示させる際の表示位置が、前記第1コメントの表示位置と重なるか否かを判定する判定部と、

1 G 重なると判定された場合に、前記第1コメントと前記第2コメントとが重ならない位

置に表示されるよう調整する表示位置制御部と、を備えるコメント配信システムにおいて、  
1 H 前記サーバが、前記動画と、前記コメント情報を前記端末装置に送信することにより、前記端末装置の表示装置には、  
前記動画と、  
前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第1コメント及び前記第2コメントと、  
が前記第1コメントと前記第2コメントとが重ならないように表示される、  
1 I コメント配信システム。

### 第3 判旨

本判決は、以下のように述べて、被告各サーバから日本国内に存在するユーザ端末に被告各ファイルを配信する行為が、本件発明1との関係で、特許法2条3項1号の「生産」に該当するものとして、被控訴人らによる本件特許の侵害を認めた。なお、下線は筆者によるものである。

「特許権についての属地主義の原則とは、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められるることを意味するものであるところ……、我が国の特許法においても、上記原則が妥当するものと解される。」

「ネットワーク型システムにおいて、サーバが日本国外（以下、単に「国外」という。）に設置されることは、現在、一般的に行われており、また、サーバがどの国に存在するかは、ネットワーク型システムの利用に当たって障害とならないことからすれば、被疑侵害物件であるネットワーク型システムを構成するサーバが国外に存在していたとしても、当該システムを構成する端末が日本国内（以下「国内」という。）に存在すれば、これを用いて当該システムを国内で利用することは可能であり、その利用は、特許権者が当該発明を国内で実施して得ることができる経済的利益に影響を及ぼし得るものである。」

そうすると、ネットワーク型システムの発明について、属地主義の原則を厳格に解釈し、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在することを理由に、一律に我が国の特許法2条3項の「実施」に該当しないと解することは、サーバを国外に設置さえすれば特許を容易に回避し得ることとなり、当該システムの発明に係る特許権について十分な保護を図ることができないこととなって、妥当ではない。

他方で、当該システムを構成する要素の一部である端末が国内に存在することを理由に、一律に特許法2条3項の「実施」に該当すると解することは、当該特許権の過剰な保護となり、経済活動に支障を生じる事態となり得るものであって、これも妥当ではない。

これらを踏まえると、ネットワーク型システムの発明に係る特許権を適切に保護する観点から、ネットワーク型システムを新たに作り出す行為が、特許法2条3項1号の「生産」に該当するか否かについては、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合であっても、当該行為の具体的な様態、当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場合、その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮し、当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができるとときは、特許法2条3項1号の「生産」に該当すると解するのが相当である。

これを本件生産1の1についてみると、本件生産1の1の具体的な様態は、米国に存在するサーバから国内のユーザ端末に各ファイルが送信され、国内のユーザ端末がこれらを受信することによって行われるものであって、当該送信及び受信（送受信）は一体として行われ、国内のユーザ端末が各ファイルを受信することによって被告システム1が完成することからすれば、上記送受信は国内で行われたものと観念することができる。

次に、被告システム1は、米国に存在する被控訴人Aのサーバと国内に存在するユーザ端末とから構成されるものであるところ、国内に存在する上記ユーザ端末は、本件発明1の主要な機能である動画上に表示されるコメント同士が重ならない位置に表示されるようにするために必要とされる構成要件1Fの判定部の機能と構成要件1Gの表示位置制御部の機能を果たしている。

さらに、被告システム1は、上記ユーザ端末を介して国内から利用することができるものであって、コメントを利用したコミュニケーションにおける娛樂性の向上という本件発明1の効果は国内で発現しており、また、その国内における利用は、控訴人が本件発明1に係る

システムを国内で利用して得る経済的利益に影響を及ぼし得るものである。

以上の事情を総合考慮すると、本件生産1の1は、我が国の領域内で行われたものとみることができるとするから、本件発明1との関係で、特許法2条3項1号の「生産」に該当するものと認められる。」

## 第4 解説

### 1 本判決前の事情

特許権についての属地主義の原則に鑑みると、日本国の特許権の侵害が成立するためには、特許発明の構成要件の全てが日本国の領域内で実施されていることが求められ、その一部でも日本国の領域外で実施されている場合には、特許権の侵害は成立しないと解することが自然である。

しかしながら、本件で問題となったようなネットワーク型システムについてこのような考え方を徹底してしまうと、サーバ等の一部を日本国外に移転するのみで容易に特許権の侵害を回避できることとなり、特許権者の保護に悖る結論となる可能性が高い。

そこで、特許発明の実施行行為の一部が日本国外で行われている場合において、日本国特許権の侵害が認められるかについて学説上議論がなされていたところ、本件の当事者間において、この点が論点となる訴訟が本件を含めて二件提起された。

この点、プログラムに係る発明の実施行行為である「提供」に該当するかが問題となった別件訴訟においては、知財高裁の判決（知財高判令和4年7月20日（平成30年（ネ）第10077号）、本連載2023年1月号参照。）において侵害の成立が認められた一方で、ネットワーク型システムに係る発明の「生産」に該当するかが問題となった本件の原判決においては、侵害の成立が否定されたことから、特別部に係属し、かつ新設された第三者意見募集制度が実施されたこともあり、知財高裁が、本件についても別件訴訟と同様に侵害を肯定するかが注目されていた。

### 2 本判決について

このような事情の下で、本判決は、ネットワーク型システムに係る発明の「生産」に該当するかが問題となった本件についても、プログラムに係る発明の実施行行為である「提供」に該当するかが問題となった別件訴訟と同様に、特許発明の実施行行為の一部が日本国外で行われている場合においても、侵害が成立する余地を認めた判決である。

すなわち、本判決は、ネットワーク型システムを新たに作り出す行為が、特許法2条3項1号の「生産」に該当するか否かについて、当該システムを構成する要素の一部が国外に存

在する場合であっても、①当該行為の具体的な態様、②当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、③当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所、④その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮し、当該行為が日本国の領域内で行われたものとみることができるときは、特許法2条3項1号の「生産」に該当するとしている。

その上で、本判決は、被告各サーバからユーザ端末に被告各ファイルが送信されることによる被告システム1の生産について、①国内のユーザ端末がファイルを受信することによって被告システム1が完成するという行為の具体的な態様に鑑みると、ファイルの送受信が国内で行われたものと観念することができる点、②本件発明1の主要な機能は、動画上に表示されるコメント同士が重ならない位置に表示されるようにする点にあるところ、このような機能を発揮するために必要とされる判定部の機能及び表示位置制御部の機能を、国内に存在するユーザ端末が果たしている点、③被告システム1において、コメントを利用したコミュニケーションにおける娛樂性の向上という本件発明1の効果は国内で発現している点、及び④被告システム1の国内における利用が、控訴人が本件発明1に係るシステムを国内で利用して得る経済的利益に影響を及ぼし得る点を総合考慮した上で、結論として、日本国の領域内で行われたものとみることができるとして、本件発明1との関係で、特許法2条3項1号の「生産」に該当すると認めたものである。

### 3 今後の留意事項

本判決は、プログラムに係る発明の「提供」に該当するかが問題となった別件訴訟に続いて、特許発明の実施行行為の一部が日本国外で行われている場合についても、特許権の侵害となる余地を認めた判決であるが、上記のように、示された規範は諸般の事情を総合考慮するものであり、かつ、考慮すべきものとして挙げられた事情も抽象的なものにとどまる。

したがって、今後、同種の事案において、本件で考慮すべきものとして挙げられた事が具体的にどのように考慮され、どのような判断が下されるかは明らかでない面が多く、裁判例の蓄積を待つ必要がある。

なお、本件の当事者間における別件訴訟については、本件における被控訴人らにより上告が提起されており、最高裁の判断が注目されている。

本判決は、特許発明の実施行行為の一部が日本国外で行われている場合における特許権の侵害の成否という、ネットワーク関連発明が急増している現在において極めて重要な論点について、知財高裁特別部が判断を示した点で注目に値するものであるが、本判決をもって同論点について完全な決着を見たとはい難く、今後の動向を注視することが求められる。

## 商標登録使用の問題点

文：弁理士 藤田 康文

商標登録を受けても商標の使用の仕方に問題があると他人の商標権を侵害するおそれがあります。

### 1. 事件の概要と争点（登録商標使用の抗弁）：

A社が第25類 指定商品「被服」について商標「Kent」（図1）の商標登録を受けた後に、B社は第25類 指定商品「洋服 コート」について商標「KENT BROS./ケントプロス」（図2）の商標登録を受けることができました。

そこで、B社が商品「洋服」について商標「KENT/BROS.」（図3）を使用したところ、A社から自社の商標権を侵害するとの訴えを提起されたことが事件の概要になります（東京地方裁判所：令和2年（ワ）第1160号 商標権侵害差止等請求事件）。

そして、上記裁判では、自社の商標権に係る登録商標と社会通念上同一の商標を指定商品と同一の商品に使用しているのでA社の商標権侵害とならない、とのB社の主張（登録商標使用の抗弁）が認められるか否かが争点の1つとなりました。

### 2. 東京地方裁判所の認定

上記裁判の結論を述べますと、B社の使用商標は、B社の登録商標と社会通念上同一の商標には該当せず、B社の使用商標の使用はA社の商標権の侵害となるので認められないという認定が東京地方裁

判所によりされました。

社会通念上同一の商標との判断が否定された理由は以下の通りです。

① B社の使用商標は、上段に「KENT」、下段に「BROS.」と、欧文字を二段に配して成るものである（図3）。

これに対し、B社の登録商標は、欧文字の「KENT」と「BROS.」を横一列に配して成るものである（図2）。

② B社の使用商標は、「KENT」及び「BROS.」の字体がゴシック体であり、「ケントプロス」というカタカナを含まないものである（図3）。

これに対し、B社の登録商標は、「KENT」及び「BROS.」の字体が明朝体であり、「ケントプロス」というカタカナを含むものである（図2）。

上記の①、②の外観上の相違点から、B社の使用商標は、B社の登録商標に対し、取引の実情に鑑みて社会通念上同一と認められない。

### 3. 登録商標の使用で注意すべきこと：

上記裁判の事件から考えられる登録商標の使用で注意すべきことは以下の通りです。

語句「A」と語句「B」を横一列に並べて配置してなる結合商標「A+B」について商標登録を受けた場合に、結合商標「A+B」を、上段に「A」、下段に「B」というように、上下二段に分けるか

たちで使用することは、他人の商標権侵害となるリスクがあるから、できるだけ回避すべきと思料します。

結合商標「A+B」について、やむを得ず、上段に「A」、下段に「B」となるように、上下二段に分けるかたちで使用する場合には、上段となる「A」や下段となる「B」と同一、類似の先出願。先登録商標がないかを確認することをお勧めします。

（図1）A社の登録商標

**Kent**

（図2）B社の登録商標

KENT BROS.  
ケントプロス

（図3）B社の使用商標

**KENT  
BROS.**

# 国内外の特許出願件数・特許査定率の傾向（2023年版）

文：弁理士 赤澤 高

## 1. はじめに

先日、特許庁から2023年版「特許行政年次報告書」が出された。今年も、特許出願件数及び特許査定率の傾向を中心に紹介する。

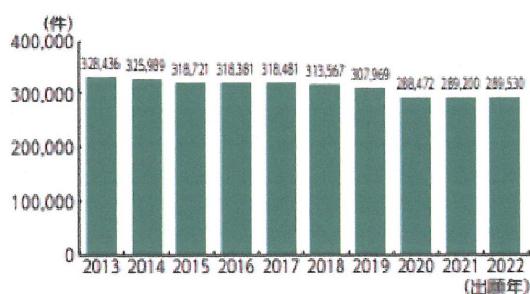
## 2. 国内外の特許出願件数の傾向

### (1) 日本における特許出願件数の傾向

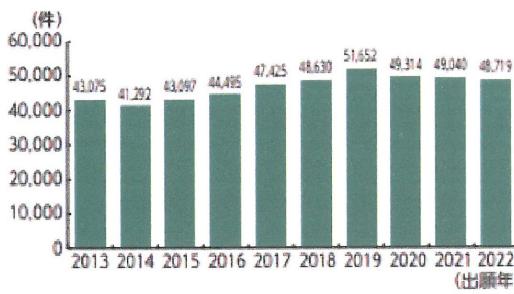
2022年の特許出願件数（1-1-1図：特許庁作成資料）は、289,530件であった。昨年より330件増えた。しかし、コロナ前の水準からは約2万件少ない。

また、日本のPCT国際出願件数（1-1-2図：特許庁作成資料）は、48,719件であった。2020年から3年連続で減少した。

1-1-1図【特許出願件数の推移】



1-1-2図【PCT国際出願件数の推移】



### (2) 世界における特許出願件数の傾向

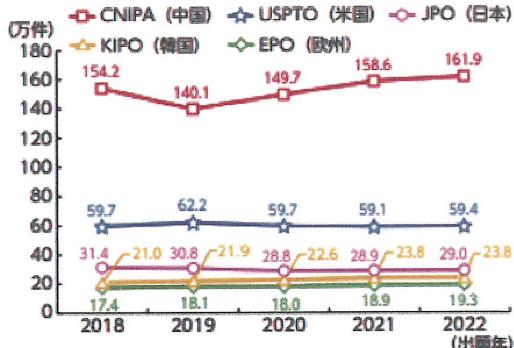
主要5庁における特許出願件数（1-1-16図：特許庁作成資料）において、中国の特許出願件数は、2022年に更に増加している。

中国、欧州、韓国の特許出願件数は、5年前に比べて増えている。米国の特許出願件数は、ほぼ横ばいである。それに比べて、日本の特許出願件数は、大きく減少している。

### (3) 日本人による主要特許庁への特許出願件数の傾向

日本人による主要特許庁への特許出願件数（1-1-30図：特許庁作成資料）において、日本から米国、欧州、韓国への特許出願件数は、2018年と比較して減少している。日本から中国への特許出願件数は、2018年と比べて横ばいである。

1-1-16図【五庁における特許出願件数の推移】



## 海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

### アメリカ実施可能要件についての最高裁判決

アメリカ最高裁判所は、特許法112条(a)の実施可能要件に関し、明細書の記載は、クレームの全範囲を実施可能とするものでなければならないと判断しました。本件は、Amgen社が保有するヒト抗PCSK9抗体（高コレステロール血症治療薬「レバーサ」）に関する特許について、Sanofi社が特許無効を主張していた事件です。本判決により、Sanofi社の主張が認められました（Amgen Inc. v. Sanofi）。

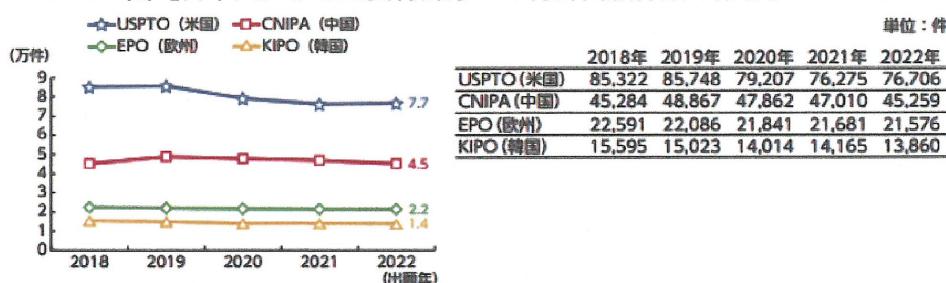
対象特許のクレームには、「該抗体について、PCSK9タンパクの特定のアミノ酸に結合してその機能を阻害する」という機能のみが記載され、構造的特徴は記載されていませんでした。一方、明細書には、この機能を持つ26の抗体が例示されていました。

判決では、特許クレームの範囲は、明細書の例示よりもはるかに

広範であり、そこに含まれるあらゆる種類の抗体を作るために、当業者は「過度の実験」を強いられるとして、従って、特許クレームは実施可能要件を満たさない、と判断されました。そして、「特許がプロセス、機械、製造物、または物質の組成物のクラス全体を権利範囲とする場合、明細書は、当業者がクラスの全てを製造し使用することを可能にしなければならない。」との見解が示されました。

抗体などのバイオテクノロジー特許では、機能的な限定のみのクレームが多く見られます。本判決では、クレームにおける機能的な記載そのものは否定されていませんが、今後はそのようなクレームについて、注意を払う必要がありそうです。例えば、クレームに構造的な限定を追加することや、実施例の記載を充実させることなどが考えられます。

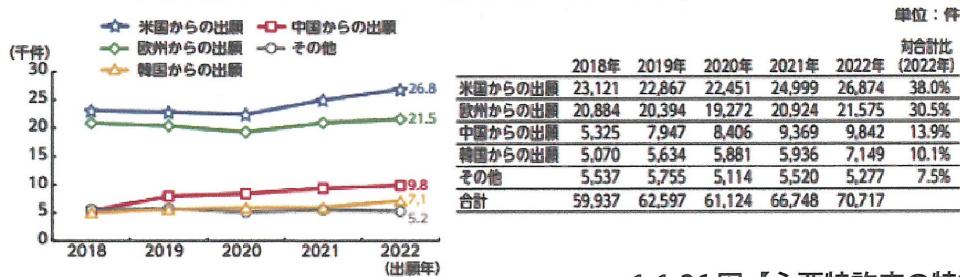
1-1-30 図【日本人による主要特許庁への特許出願件数の推移】



#### (4) 外国人による日本への特許出願件数の傾向

外国人による日本への特許出願件数（1-1-32 図：特許庁作成資料）において、全体での出願件数は、2018 年と比較して約 18% 増加している。出願の割合としては、米国と欧州からの特許出願が約 70% を占めるが、直近では、中国と韓国からの出願件数の増加率が高い。

1-1-32 図【外国人による日本への特許出願件数の推移】



### 3. 国内外の特許査定率の傾向

#### (1) 国内の特許査定率の傾向

特許査定率（1-1-26 図：特許庁作成資料）は、近年、ほぼ 75% と安定している。

#### (2) 世界の特許査定率の傾向

米国の特許査定率は、2017 年以降、毎年増加し、80% に迫る勢いである。

中国の特許査定率は、2019 年に 44.3% まで減少したが、2021 年は 55.0% まで増加した。欧州の特許査定率は、2020 年から若干減少した。韓国の特許査定率も 2017 年以降、毎年増加し、日本とほぼ同じ水準となった。

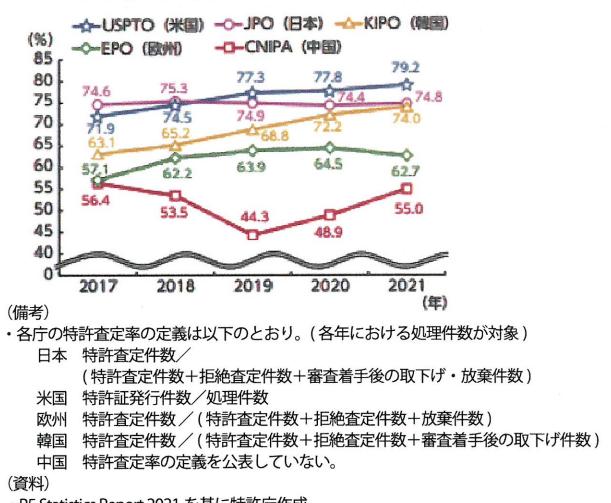
### 4. まとめ

「特許行政年次報告書」には、各種の統計以外にも特許庁の様々な取組も掲載されているので、是非とも御覧いただきたい。

詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2023/index.html>

1-1-26 図【主要特許庁の特許査定率の推移】



### ヨーロッパ UPC 中央部の支部がミラノに決定

ヨーロッパでは、2023 年 6 月 1 日より統一特許制度が開始していますが、統一特許裁判所 (UPC) 中央部の残る 1 つの支部が、イタリアのミラノに決定しました。

UPC 中央部の所在地は、当初、本部をパリ（フランス）、支部をミュンヘン（ドイツ）及びロンドン（イギリス）とすることが予定されていましたが、イギリスの Brexit に伴う統一特許制度からの離脱により、支部の 1 つが空席となっていました。

UPC のニュースリリースによりますと、2023 年 6 月 26 日に、空席であった支部がイタリアのミラノに決定したことです。また、ロンドン支部が担当する予定であった分野は、パリ、ミュンヘン、ミラノの各部が分担して管轄するようです。

一時は実現が危ぶまれた統一特許制度ですが、着実に進展しているようです。イギリスの離脱の影響は大きいですが、今後 UPC 協定

の批准国が増えていけば、統一特許の利用価値はますます高まっていくと予想されます。

### 韓国 - 庁費用の改定

2023 年 8 月 1 日に、韓国特許庁 (KIPO) の庁費用が改定されました。

特許に関しては、審査請求料が約 15% の値上げとなっている一方、登録料及び年金については一律 10% の値下げとなりました。また、2 代目以降の分割出願の出願料が累進性となり、分割の回数に応じた加算料が導入されました。

今回の改定により、権利化にかかる費用は値上げとなる一方、権利維持にかかる費用は値下げとなります。特許査定率や登録維持年数によりますが、平均的な総費用はあまり変わらないように思います。一方、分割出願の加算料は、分割出願が係属状態の維持や審査の延長などのために使用されるケースを減らすことを目的としているとのことです。

## 1 はじめに

ビジネスやプライベートの様々な場面において、ChatGPT に代表される生成 AI の利用が、急速に広がりつつあります。現在、文化庁文化審議会著作権分科会において、生成 AI と著作権を巡る諸論点について、議論がなされています（注1）。以下、AI 開発・学習段階、生成・利用段階に分けて、各論点の整理と検討を行います。

## 2 AI 開発・学習段階

他人の著作物を学習用データとして収集・複製し、学習用データセットを作成し、当該データセットを利用して、学習済みモデルを作成した場合、著作権（複製権）侵害となるかが問題となります（注2）。

著作権法上、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」（非享受利用。著作権法 30 条の 4 柱書）には、権利制限の対象となり得ます（注3）。この点、学習用データの収集・複製行為は、学習済みモデルの生成に向けられた行為であり、「享受」の目的を有するものではないと考えます。

しかし、この場合でも、「著作権者の利益を不当に害する場合」には、著作権侵害となります（同条但書）。そして、この場合に当たるか否かは、著作権者の著作物の利用市場と衝突するかどうかや、将来における著作物の潜在的販路を阻害するかどうかという観点から、個別具体的に判断されます（注4）。例えば、他人の著作物と同一又は類似の著作物の生成を意図して、当該他人の著作物を含むデータセットを作成し、その結果、生成物にも類似性が認められる場合には、市場における商品・サービスの競合が認められることから、「著作権者の利益を不当に害する場合」に当たり、著作権侵害となるものと考えます。

## 3 生成・利用段階

(1) AI の利用者が、自らの業務遂行過程において、プロンプトに他人の著作物を含めて入力した場合、著作権（複製権）侵害となるかが問題となります。

上記2の場合と同様に、非享受利用の場合（著作権法 30 条の 4 柱書）には、権利制限の対象となり得ます。この点、プロンプトに他人の著作物を含めて入力する行為は、一定の出力結果の生成に向けられた行為であり、「享受」の目的を有するものではないと考えます。

しかし、この場合でも、「著作権者の利益を不当に害する場合」には、著作権侵害となります（同条但書）。この点、著作物が有する経済的価値が具体化するのは生成物の利用段階（後記(2)）であることから、その段階で著作権侵害となる場合には、生成段階でも「著作権者の利益を不当に害する場合」に当たり、著作権侵害となり得るものと考えます。

(2) 生成物が他人の著作物と同一又は類似である場合、依拠性が認められ、著作権（公衆送信権、複製権等）侵害となるかが問題となります。

AI の生成物をアップロードして公表し、又は複製物を販売する場合には、原則として、①同一又は類似性、②依拠性によって、著作権侵害の有無が判断されます。以下、上記①の要件を満たすことを前提に、場合を分けて検討します。

### ア 学習用データの中に当該他人の著作物が含まれていない場合

この場合には、偶発的に類似したものとして、依拠性は認められないもの考えます。

### イ 学習用データの中に当該他人の著作物が含まれている場合

この場合には、依拠性の有無を個別具体的に判断することとなります。例えば、生成段階で、他人の著作物と同一又は類似の著作物の生成を意図して、プロンプトに当該他人の著作物を入力し、その結果、生成物にも類似性が認められる場合には、依拠性が認められ、著作権侵害となるものと考えます（注5）。

（注1）令和5年6月23日開催の第23回第1回会議の内容は、以下のURL参照。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakuken/bunkakai/68/index.html>

（注2）この点、日本新聞協会など4団体は、令和5年8月17日、生成AIに関する共同声明を発表し、関係当局に対し、技術の進歩に合せた著作権保護策の検討を求めています。

[https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/230817\\_15114.html](https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/230817_15114.html)

（注3）「享受」とは、著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であるか否かという観点から判断されます（小泉直樹ほか・条解著作権法416頁〔茶園成樹〕）。なお、問題となる行為が、同条1号から3号までに列挙する場合に当たらなくても、非享受利用に当たれば、権利制限の対象となります（同417頁）。

（注4）前掲茶園417頁。なお、注1）の参考資料4には、「著作権者の利益を不当に害する場合」として、情報解析用に販売されているデータベースの著作物をAI学習目的で複製する場合が例示されています。

（注5）中央経済社編・ChatGPTの法律96頁〔橋詰卓司〕参照。



## 「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする  
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

- |            |  |
|------------|--|
| ■ 特許調査     | 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。   |
| ■ 契約係争関係   | 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。                         |
| ■ 出願業務     | 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。       |
| ■ 中間業務     | 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、外内出願の中間業務を承っております。                     |
| ■ コンサルティング | ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。       |
| ■ 法務業務     | 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。 |

### 事務所概要

お客様の発展に役立つ事、  
それが私たちの使命です。



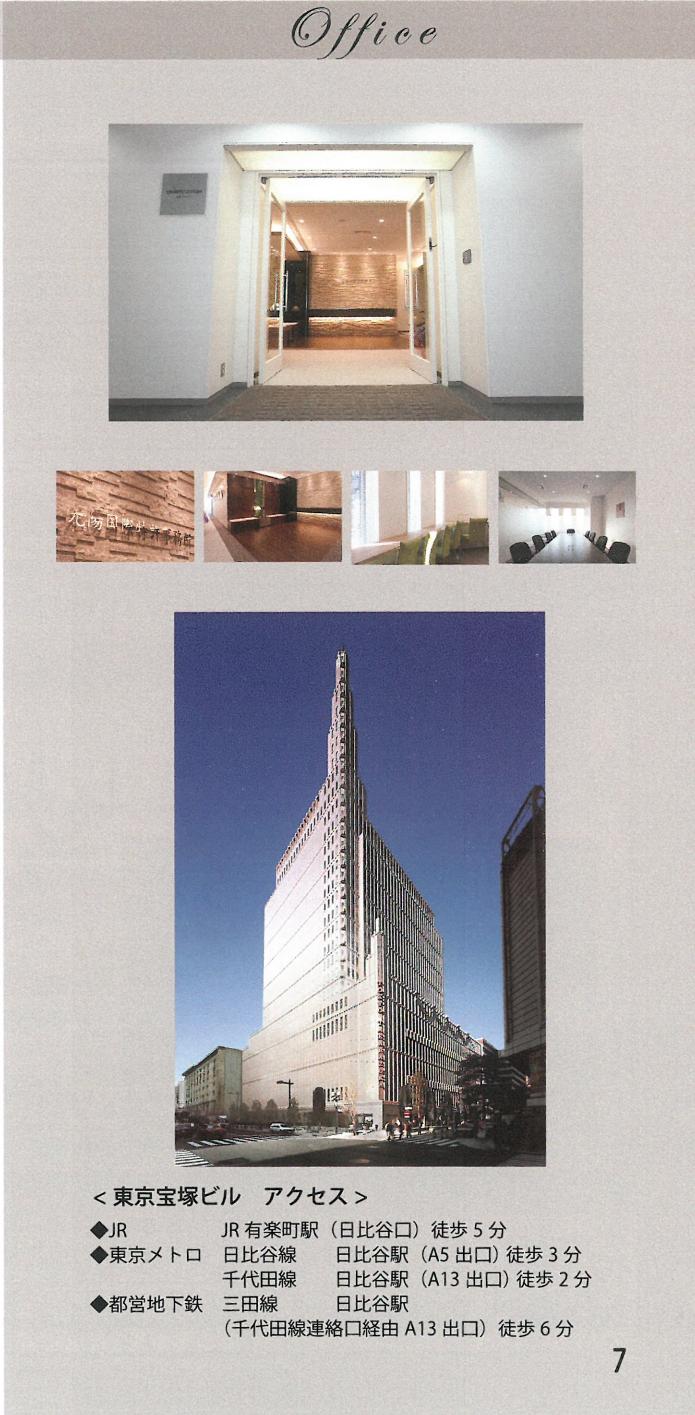
所長弁理士 荒船 博司

- |         |  |
|---------|--|
| ■ 事務所名  | 光陽国際特許事務所<br>光陽国際特許法律事務所   |
| ■ 英文名称  | Koyo International Patent Firm   |
| ■ 所在地   | 〒100-0006<br>東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階  |
| ■ T E L | 03-5251-5721(代表)   |
| ■ F A X | 03-5251-5727   |
| ■ 代表弁理士 | 荒船 博司  |
| ■ 設立    | 昭和56年6月  |
| ■ 従業員数  | ( <a href="http://www.koyo-patent.co.jp">http://www.koyo-patent.co.jp</a> 参照)  |
| ■ 弁理士数  | (同上)   |
| ■ 弁護士数  | (同上)   |
| ■ 業務内容  | 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。<br>民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。 |

#### <事務所沿革>

- 昭和56年6月 前身の事務所を千代田区神田に開設
- 昭和60年3月 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
- 平成元年4月 光陽国際特許事務所に改称
- 平成2年10月 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
- 平成11年1月 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転
- 平成14年11月 光陽国際特許法律事務所に改称
- 平成22年8月 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
- 平成24年10月 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転
- 令和4年11月 弁理士法改正に伴い、弁理士法人 光陽国際特許事務所に改称

*Office*



銀座界隈

光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

# てくてく グルメ



とつておきのお店を  
ご紹介します。



## とんかつ 銀座梅林

住所：東京都中央区銀座 7-8-1 銀座梅林ビル地下1階

■ 電話：03-3571-0350

東京メトロ銀座駅A2出口から徒歩3分。銀座梅林の創業は1927年(昭和2年)、なんと100年近い歴史のある銀座初のとんかつ専門店です。

2021年に新しくなった店舗は、温かみのある店内と丁寧な接客でとても落ち着く空間になっており、定食から丼ものまで様々なメニューが揃っています(ロースカツの定食1,300円より)。その他単品メニュー(ヒレカツ・エビフライ・串カツ・メンチカツなど)を組み合わせて、定食にしていただけたり、お持ち帰りメニューとしてヒレカツサンドやとんかつ弁当もありますので、お土産にすることも可能です。

今回いただいたヒレカツ定食は、さっくりした衣にさっぱりとしてジューシーなやわらかいお肉で、ボリュームがありましたが、あっという間に完食してしまいました。こちらではとんかつに欠かせない豚肉は勿論、お米、パン粉、ソースに至るまで徹底的にこだわりぬき厳選された食材が使用されているそうで、老舗の気概が感じられます。

最近では外国人観光客の利用も増えているようでランチ時間は行列必至ですが、美味しいとんかつが食べたい時にぜひ訪れてみてください。

■ 営業時間 11:30～20:00(L.O)

■ 定休日 年中無休(1月1日を除く)



## レストランオザミ

住所：東京都中央区銀座 1-4-9 銀座オザミビル 8階、9階、10階

■ 電話：03-3535-4120

東京メトロ有楽町線銀座一丁目駅から徒歩2分、自社ビル1階は可愛らしい外観の姉妹店ブティオザミ、正面口ではなくビル横専用エレベーターで行くレストランオザミは、最上階(8, 9, 10階)にあってガラス張りで洗練された雰囲気の素敵なフレンチレストランです。

料理は丁寧に素材そのものが生かされ、トマトをそのまま感じられるジュレ、可愛い和風テイストの器に入ったふわふわの鰯、見た目も舌触りもふっくらと柔らかいムール貝など、旬の魚介を多く楽しめました。メインは黒毛和牛の内もも肉、北海道サロベツ合鴨の胸肉から選べ、デザートはライチとハイビスカスのムース、泡ソースたっぷりの南国フルーツのアイスムース、さらに焼き菓子と食後の珈琲(又は紅茶)が付いて、目にもお腹にも大満足のランチになりました。

ランチは平日3800円(税サ別)から、土日6000円(税サ別)から、ディナーは6500円(税サ別)からのコースがあり、どのコースも魚介料理と選べるメインの肉料理を楽しめます。また、追加料金でペアリングコース(シャンパンニュを含めたフランスワイン数種)を楽しむこともできます。

ビルの最上階から銀座の街を望みながら、美味しい料理をいただいてゆったりとしたひとときを過ごしてみてはいかがでしょうか。

■ 営業時間 • 平日 11:30～15:00 (13:30 L.O) 17:30～20:30 (L.O) 23:00 Close  
• 土曜日 11:30～15:00 (13:30 L.O) 17:00～20:30 (L.O) 23:00 Close  
• 日曜・祝日 11:30～15:00 (13:30 L.O) 17:00～19:30 (L.O) 22:00 Close

■ 定休日 毎週月曜日(祝日などの場合、変更有)



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビル17階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>